小規模個人再生による再生手続廃止

平成３０年（再イ）第２号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目21番40号
プロスペリティ弐番館102
再生債務者　大矢　愼一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成30年３月９日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（再イ）第１０３号
東京都町田市小野路町1780番地38
再生債務者　柳澤　照男
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年３月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第３号
名古屋市中区丸の内３丁目23番23号　リエトコート丸の内202号
再生債務者　鎌田　真之
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月29日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月５日から平成30年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第１７号
仙台市青葉区愛子東６丁目８番49号
再生債務者　山田　武彦
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月19日から平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第２号
仙台市青葉区上愛子字屋敷前36番地の14
再生債務者　堀井　唯信
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月19日から平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第４号
神奈川県大和市つきみ野４丁目１番地９　ライフタウンつきみ野Ｂ―101
再生債務者　杉本　直武
1　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年４月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第１号
広島県三原市港町３丁目８番１―201号
再生債務者　八杉　尚美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年４月27日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（再ロ）第７号
香川県高松市円座町1095番地５　レオネクストＫＩＺＵＮＡ103号室
再生債務者　片岡　　広
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年５月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第５号
静岡県裾野市須山603番地
再生債務者　杉山　忠義
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月26日まで
平成30年３月９日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（再ロ）第７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目19番１号　ヒスポワール武庫之荘301
再生債務者　山下　侯介
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月28日まで
平成30年３月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第２号
金沢市太陽が丘２丁目182番地
再生債務者　渡邊　保浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月３日まで
平成30年３月８日　　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第７０号
大阪市東成区深江南３丁目３番24号
再生債務者　吉田　憲司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月５日まで
平成30年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２号
高知市春野町森山175番地２
再生債務者　籠尾　訓一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月６日まで
平成30年３月９日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号
滋賀県東近江市市子川原町716番地60
再生債務者　**皿**　　博之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月８日　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（再ロ）第６５号
大阪市西区本田２丁目５番３号カトレアハイツ101
再生債務者　佐藤　明美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、平成三十年四月二十二日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月二十四日
掲載頁　五十四頁（号外第十四号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年一月二十四日
掲載頁　五十七頁（号外第十四号）
平成三十年三月十九日
愛知県一宮市本町二丁目二番一一号ＪＥＳＵＳビル
（甲）日本エコシステム株式会社
代表取締役　松島　　穣
愛知県一宮市三ツ井八丁目五番二五号
（Ｚ）エコシステム株式会社
代表取締役　小森　浩司

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月十九日
大阪府泉佐野市鶴原一八四七番地一一一〇一号
（甲）合同会社メガソーラー１号
代表社員　ＡＣ３合同会社
東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ
（Ｚ）ＡＣ３合同会社
代表社員　ＡＣ３一般社団法人
職務執行者　中村　　武